

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

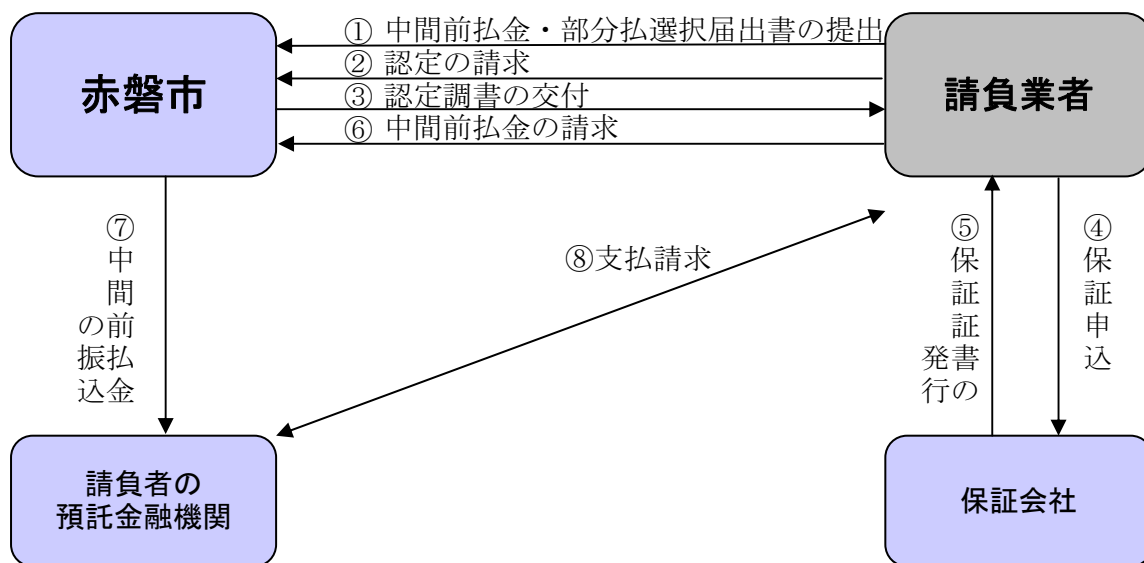
## 中間前金払制度について

赤磐市では、世界的な金融危機や景気の悪化による、厳しい経済・雇用情勢に対し、市民の生活の安定を図ろうと、市長を本部長とする緊急経済・雇用対策本部が設置されております。

こうした中で、建設事業者の資金需要に対応するために導入されている中間前金払制度に係る事務手続きを明確にしました。

市が発注する工事の受注者で「中間前払金」の支払を希望される方は工事担当課までお問い合わせください。

### 中間前払金に係る手続きの流れ



- ◎ **中間前払金・部分払選択届出書の提出**（様式第1号）  
 契約締結時に中間前払金か部分払かどちらかを選択していただきます。中間前払金を選択した場合において、以下の手続きをとるようになります。
- ◎ **認定請求**  
 請負者は、中間前払金の請求をしようとするときは、工事監督員等に対し、認定請求書（様式第2号）及び工事履行報告書（様式第3号）、実施工程表（様式第4号）等を提出します。
- ◎ **認定調査**  
 工事監督員等は、請負者から認定請求書の提出があったときは、提出された工事履行報告書等により、速やかに中間前払金の支払い要件を満たしているかどうかを確認します。
- ◎ **認定調書の交付**  
 認定調査の結果、要件を満たしている場合は、認定請求書の提出があった日の翌日から起算して10日以内に請負者に対し、認定調書（様式第5号）を交付します。
- ◎ **保証証書の発行**  
 請負者は、市から交付を受ける認定調書により、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼してください。
- ◎ **中間前払金の請求（保証証書提出）**  
 請負者は、中間前払金請求書（様式第6号）に、保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、工事担当課に提出してください。
- ◎ **中間前払金の支出**  
 市は、請求を受けた後、請負者の預託金融機関に、請求があった日から14日以内に中間前払金を振り込みます。